ＩＣＴ活用工事（土工）試行要領

（名古屋港管理組合）

第１条 概要

ＩＣＴ活用工事とは、以下に示すように、①～⑤の各段階に応じたＩＣＴ施工技術を活用する工事である。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成等

③ ＩＣＴ建設機械による施工

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

また、ＩＣＴ活用工事の試行にあたっては、愛知県ＩＣＴ活用工事（土工）実施要領（以下、県実施要領）を参考とする。

第２条 ＩＣＴ施工技術の具体的内容

ＩＣＴ施工技術の具体的内容については、県実施要領第３条に準じた内容とする。

第３条 ＩＣＴ活用工事の対象工事

ＩＣＴ活用工事の対象工事については、県実施要領第４条に準じた工事とする。

第４条 ＩＣＴ活用工事の発注方法

ＩＣＴ活用工事の発注方法については、県実施要領第５条に準じて実施するものとする。

ただし、発注者指定型及び発注者指定簡易型においては、予定金額及び対象数量以上の工事のうち発注者がＩＣＴを活用すると定めた工事とする。

また、発注者指定型及び発注者指定簡易型のＩＣＴ活用工事として発注する場合、特記仕様書に明示する。

【特記仕様書記載例（発注者指定型）】

本工事は、発注者が指定するＩＣＴ活用工事（土工）試行の対象工事とするので、本組合が定める「ＩＣＴ活用工事（土工）試行要領」に従い、適切に実施すること。

発注者が指定するＩＣＴ施工技術は、「３次元設計データの作成」、「ＩＣＴ建設機械による施工」、「３次元出来形管理等の施工管理」とするが、その他のＩＣＴ施工技術の実施を妨げるものではない。

なお、発注者が指定するＩＣＴ 活用工事の対象工種及び施工数量は以下の通りである。

・ 対象工種及び施工数量：掘削工 V=○○○㎥、法面整形工 A=○○○㎡

【特記仕様書記載例（発注者指定簡易型）】

本工事は、発注者が指定するＩＣＴ活用工事（土工）試行のうち、発注者指定簡易型の対象工事とするので、本組合が定める「ＩＣＴ活用工事（土工）試行要領」に従い、適切に実施すること。

発注者が指定するＩＣＴ施工技術は、「ＩＣＴ建設機械による施工」または「３次元出来形管理等の施工管理」のいずれかを実施するものとするが、その他のＩＣＴ施工技術の実施を妨げるものではない。

なお、発注者が指定するＩＣＴ活用工事の対象工種及び施工数量は以下の通りである。

・ 対象工種及び施工数量：掘削工 V=○○○㎥、法面整形工 A=○○○㎡

第５条 ＩＣＴ施工技術の取り扱い

ＩＣＴ施工技術の取り扱いについては、県実施要領第６条に準じて実施するものとする。

ただし、受注者希望型で実施を希望する場合は、ＩＣＴ活用工事の実施に要する金額を提示し、発注者と協議のうえ実施できるものとするが、必ずしも全てを実施できるものではない。

第６条 ＩＣＴ活用工事実施の推進のための措置

１．工事成績における加点

ＩＣＴ活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、創意工夫において評価するものとする。評価に当っては、創意工夫の評価項目として、下記（１）～（５）の技術について、活用した技術毎に評価する。

（１）３次元起工測量

（２）３次元データによる施工計画、若しくは設計図書照査の実施

（３）ＩＣＴ建設機械による施工

（４）３次元出来形管理等の施工管理

（５）３次元データの納品

２．取組証の発行

前項の規定により工事成績評定において評価した工事のうち、県実施要領第３条で定めた「③ＩＣＴ建設機械による施工」を実施した場合、監督職員は工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「ＩＣＴ活用工事取組証」（別紙－２）を発行するものとする。

なお、取組証発行は、「土木工事業」、「舗装工事業」、「しゅんせつ工事業」、「とび・土工工事業」による発注業種を対象とする。

第７条 ＩＣＴ活用工事の積算方法

ＩＣＴ活用工事の積算方法については、県実施要領第８条に準じて実施するものとする。

ただし、積算方法は「ＩＣＴ 活用工事（土工）積算要領 愛知県」によるものとするが、積算要領「３．３次元起工測量・３次元設計データ作成費用」の計上については、共通仮設費の技術管理費への計上は適用せず、委託業務として別途積算し合算するものとする。

第８条 ＩＣＴ活用工事の試行導入における留意点

ＩＣＴ活用工事の試行導入における留意点については、県実施要領第９条に準じて実施する

ものとする。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年１０月１日から施行する。

ただし、第６条第２項の規定による取組証の発行については、令和７年４月１日以降に完了した工事から適用する。

※ 参考　ＩＣＴ活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ

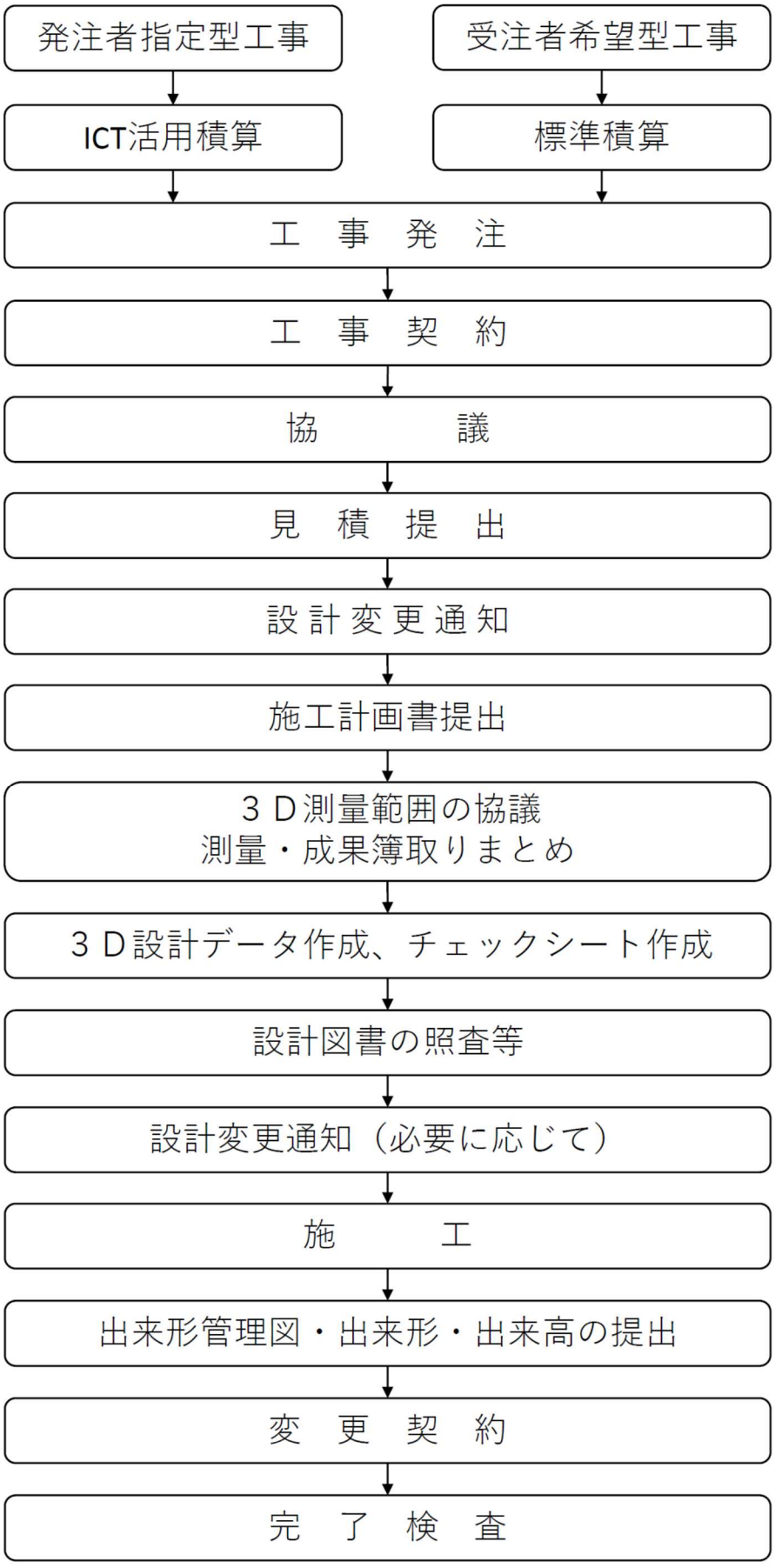

別紙－１

建設ＩＣＴ活用計画書（土工）

ＩＣＴを活用する 工種・数量	

建設生産プロセスの段階		作業内容		採用する技術番号（参考）	技術番号・技術名
□	３次元起工測量				1 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3 ＴＳ 等光波方式を用いた起工測量 4 ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5 ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8 その他の３次元計測技術を用いた起工測量 （ ）
□	３次元設計データ作成				※ 作成した３次元設計データをＩＣＴ建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合
□	３Ｄデータによる施工計画、もしくは設計図書照査				
□	ＩＣＴ建設機械による施工	□	掘削工		1 ３次元マシンコントロール（ブルドーザ） 2 ３次元マシンコントロール（バックホウ） 3 ３次元マシンガイダンス（ブルドーザ） 4 ３次元マシンガイダンス（バックホウ）
		□	盛土工		
		□	路体盛土工		
		□	路床盛土工		
		□	法面整形工		
□	３次元出来形管理等の施工管理	□	出来形管理		1 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3 ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理 4 ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 5 ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 6 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 8 施工履歴データを用いた出来形管理（地盤改良工） 9 施工履歴データを用いた出来形管理（土工） 10 地上写真測量を用いた出来形管理 11 その他の３次元計測技術を用いた出来形管理 （ ）
		□	品質管理		1 ＴＳ･ＧＮＳＳによる締固め回数管理
□	３次元データの納品				

注１） ＩＣＴ活用工事の詳細については、ＩＣＴ活用工事試行要領によるものとする。
注２） ＩＣＴ施工技術を活用する場合は、建設ＩＣＴ活用計画書様式の建設生産プロセスの段階チェック欄に「☑」を付ける。
注３） ＩＣＴ建設機械にのみ用いる３次元設計データとは、作成した出来形管理用３次元設計データから建設機械施工用に加工・変換するデータのことをいう。
注４） 「3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用」において補正係数等の費用計上の対象となる出来形管理は、3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を実施した場合であり、以下の出来形管理を原則とする。

【3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理】
・空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

別紙－２

年　　月　　日

ＩＣＴ活用工事取組証

名称

代表者名（契約の相手方）様

工　　事　　名	
工　事　場　所	
契約締結年月日	年　　月　　日
請　負　代　金　額	金　　円
工　　期	着手　　年　　月　　日 完了　　年　　月　　日
引　渡　し　年　月　日	年　　月　　日
本　工　事　の　業　種	土木工事業　　・　　舗装工事業 しゅんせつ工事業　　・　　とび・土工工事業

※　「本工事の業種」欄は、該当する発注業種を選択すること。

名古屋港管理組合　○○事務所長　　印